

社会福祉法人等に対する指導監査

担当課：福祉部 地域福祉推進室指導監査課

事務事業の概要							検出事項	監査の結果																																
<p>1 社会福祉法人等への指導監査の実施状況</p> <p>(1) 社会福祉法人及びこれらが経営する社会福祉施設に対して、社会福祉法に基づき、指導・監査グループによる指導監査を実施している。</p> <p>ア 監査対象：「法人運営」「法人会計」「施設会計」「職員処遇」「利用者支援」の5部門である。</p> <p>イ 実施体制：法人のみの監査の場合は2名、法人・施設を同時に行う監査では4～5名で実施している。</p> <p>ウ 実施時期：7～2月の期間に原則週3日実施している。4～6月は研修等、週の残り2日は事前準備と報告書作成などを行っている。</p> <p>エ 実施頻度：国の社会福祉法人指導監査要綱では、原則2年に1回の監査が必要とされている。(ただし、外部監査あり等の法人は4年に1回でも可)。</p> <p>(2) 府の職員数、所管法人・施設数、指導監査実施数の推移</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">年度</th> <th rowspan="2">職員数 (グループ長以下)</th> <th rowspan="2">非常勤 (うち公認会計士)</th> <th colspan="2">府所管法人</th> <th colspan="2">府所管施設</th> </tr> <tr> <th>法人数</th> <th>指導監査実施数</th> <th>施設数</th> <th>指導監査実施数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H23</td> <td>15</td> <td>21 (19)</td> <td>739</td> <td>263</td> <td>738</td> <td>223</td> </tr> <tr> <td>H24</td> <td>11</td> <td>21 (19)</td> <td>617</td> <td>180</td> <td>612</td> <td>199</td> </tr> <tr> <td>H25</td> <td>9</td> <td>20 (18)</td> <td>161</td> <td>35 (予定)</td> <td>431</td> <td>100 (予定)</td> </tr> </tbody> </table> <p>* 社会福祉法人の指導監査権限は、平成22年度から大阪版地方分権改革により市町村へ順次移譲。(複数市町村にまたがる法人や施設は引き続き府所管)</p> <p>(3) 改善報告：法人への指導監査結果の通知後、1か月を目途に指導監査改善報告書を受領している。</p> <p>(4) 指導監査結果の公表</p> <p>ア 指導監査の実施状況及び検出された主な課題について、各法人に説明し、府ホームページ上で公表している。</p> <p>イ 平成24年度からは、文書指摘件数を5部門ごとに集計し、内容ごとに分類・分析している。平成24年度の文書指摘件数は、法人運営397件、本部会計(法人会計)210件、職員処遇399件、利用者支援(利用者支援、食事提供)366件である。</p> <p>ウ 個々の法人ごとの指導監査結果の公表は、行っていない。</p>							年度	職員数 (グループ長以下)	非常勤 (うち公認会計士)	府所管法人		府所管施設		法人数	指導監査実施数	施設数	指導監査実施数	H23	15	21 (19)	739	263	738	223	H24	11	21 (19)	617	180	612	199	H25	9	20 (18)	161	35 (予定)	431	100 (予定)	<p>1 国の社会福祉法人指導監査要綱では、原則2年に1回(ただし、外部監査あり等の法人は4年に1回でも可)の指導監査が求められているが、府は概ね4年に1回しか実施できていない。</p> <p>2 現在は、全ての法人から指導監査改善報告書を入力しているものの、「改善方針(予定)」のみの報告となった場合には、後日、再報告を求めるなどの事後的フォローが行われていないケースがある。</p> <p>3 指導監査結果の公表について改善すべき点があった。</p> <p>(1) 個々の法人ごとの指導監査結果について、公表されていない。</p> <p>(2) 府ホームページにおける指導監査結果の公表を平成23年度以降、更新していなかった。</p>	<p>1 現状の指導監査の実施頻度は規定違反の状態であり、解消するための工夫を行う必要がある。</p> <p>指導監査の実施頻度不足を補い、法人等における不正等の問題事案(不適切な経費支出、着服横領、理事会・評議員会の未開催など)を早期に発見し、利用者への適切なサービス提供を促すには、指導監査の実効性をより高める必要がある。</p> <p>2 指摘を受けた法人等による改善措置が確実に実行されたかどうかの確認が不十分である。次回監査時に確認しているが、これでは早期の改善措置につながらない。</p> <p>3 法人名称を明らかにした指導監査結果が公表されていないため、府民への十分な情報提供が行われておらず、また、問題ある法人等に改善を促すことが不十分である。</p>
年度	職員数 (グループ長以下)	非常勤 (うち公認会計士)	府所管法人		府所管施設																																			
			法人数	指導監査実施数	施設数	指導監査実施数																																		
H23	15	21 (19)	739	263	738	223																																		
H24	11	21 (19)	617	180	612	199																																		
H25	9	20 (18)	161	35 (予定)	431	100 (予定)																																		
対象受検部局(機関)の見解																																								
<p>1 府が行う社会福祉法人及び社会福祉施設に対する指導監査は、従前は、実地指導監査に加え、書面監査や集合監査を実施し、国の社会福祉指導監査要綱どおり2年に1回の指導監査を実施してきたが、書面監査や集合監査では表面的な監査に留まり、また、利用者への支援が適正に行われているかの確認ができないため、平成20年度より実効性のある監査とするため、指導監査の手法を実地指導監査のみに変更し、適正な法人運営及び施設運営が図られるよう指導を行ってきたところである。なお、不正事案が確認された場合は、改善が図られるまで継続的な指導を行っている。</p> <p>なお、社会福祉法人及び社会福祉施設に対する指導監査の実施頻度については、監査体制の見直しを行うなど、指導監査の質を落とさずに実施頻度を上げるよう努める。</p> <p>2 指摘を受けた法人等による改善措置が実行されているかの確認については、次回指導監査において改善状況の確認を行っており、概ね改善されている状況であるが、今後、改善方針(予定)を記載している場合については、より実効性を担保するため再報告を求める事について検討を行う。</p> <p>3 指導監査の結果の公表について、各法人に対しては説明を行っているが、ホームページに掲載が遅れたことは事実である。今後はこのようなことがないよう適正な事務処理を行う。</p> <p>なお、個々の法人ごとの指導監査結果の公表については、府民への積極的な情報提供といった効果はあるが、法人に対して制裁的な意味合いや、利用者への影響を考慮する必要があるため、国や他府県の動向を見ながら、また、第三者機関の意見も聞き、公表の仕方等について検討を行う。</p>																																								

委員意見

- 1 社会福祉法人等への指導監査の回数不足を解消するため、例えば、
 - (1) 監査対象の5部門を全ての法人で一律に監査するのではなく、各法人のリスクに応じて強弱をつける。
 - (2) 現状週3回の往査頻度を増やすなど、監査実施回数確保の工夫を検討されたい。
- 2 社会福祉法人等への指導監査の実効性を高めるため、現状の人員体制においても、例えば、指定居宅サービス事業者及び障がい福祉サービス事業者に対する指導等と合同で指導監査を実施するよう、協力体制の整備を検討されたい。
- 3 法人等からの指導監査改善報告書で「改善方針（予定）」のみの報告となった場合には、後日に再報告を求めるなど、実際に改善措置が実行されたかどうかの把握を早期に行われたい。
- 4 指導監査結果の公表については、権限移譲した市町村とも協議の上、利用者保護の観点から、個々の法人の指導監査結果の公表も含めて最も効果的な方法を検討し、早期に実施されたい。

措置の内容

- 1 指導監査の実施頻度について、平成26年度から、週のうち火曜日、水曜日、木曜日及び金曜日の4回を指導監査日にして、実施回数を平成25年度の96回から、平成26年度は134回に増やした。また、平成27年度には社会福祉法改正に伴う事務量増が監査実施回数に影響が出ないようにグループ員を1名増員し、平成26年度と同程度の139回実施するなど、監査体制の見直しを行い、指導監査の質を落とさずに実施頻度を上げるように努めた。
- 2 改善報告書に改善方針（予定）を記載している場合については、より実効性を担保するため、平成28年度から、指導監査結果通知後、2か月後までに改善報告を求めるとともに、未改善事項があり、改善時期や改善のための方策等を確認しても示さない場合は、継続して指導監査を実施している。
- 3 指導監査結果の公表については、施設種別ごとに、文書指摘事項の主な事例を府ホームページで公表した。
なお、平成28年3月31日に成立した改正社会福祉法に基づいて、社会福祉法人に対する指導監査要綱の見直しが行われる予定であり、政省令や改正された指導監査要綱の項目に照らして、公表内容等を検討していく。